

M&A契約書のポイントと 法務DD結果の反映の実務

~M&A契約書の理解と、法務デューデリジェンスの流れ、DDの結果、顕在化したリスクに対して契約面でどう対応するべきか~

■日 時■ 2015年11月9日(月) 13:30~16:30

■会場■ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町) TEL 03-5215-3515

■講 師■ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士 十市 崇 氏

【講師紹介】

平成 9年司法試験合格。平成 10年慶應義塾大学法学部卒業。平成 12年弁護士登録と同時にアンダーソン・毛利法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所。平成 17年米国 Columbia University School of Law (LL.M.)卒業。平成 18年ニューヨーク州弁護士登録。平成 18年英国 London Business School (MSc in Finance)卒業。平成 20年同事務所パートナー就任。第二東京弁護士会所属。平成 22年より成蹊大学非常勤講師就任。M&A や企業法務に関する論文・講演多数。

M&Aは交渉段階、締結段階、締結後の段階などの段階において、大きなリスクがあり、そのリスクを最小限にするためには契約について担当者自身が熟知しておくことが不可欠となります。特に、デューデリジェンスの結果で顕在化した現在また将来予測されるリスクに対して、契約において条文に盛り込むなど対応は大変重要です。

本セミナーでは、まず株式譲渡契約を念頭に M&A契約の基本形について解説するとともに、法務デューデリジェンスにおけるポイントを概観の上、法務デューデリジェンスの結果を M&A 契約に反映する 実務について、具体例に基づいてわかりやすく解説いたします。

≪プログラムは裏面をご覧下さい≫

●受講料●1名〈税込み、資料代含む〉

正会員	32,400 円 本体価格 30,000 円
— 般	35,640 円 本体価格 33,000 円

- ●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてにFAXいただくか、当会ホームページからお申し込みください。 後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ●申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意下さい。
- ●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な 点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→ 〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。
- ●お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしか ねますので、お申込者がご出席できない場合には、代理 の方のご出席をお願い申し上げます。
- ●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただくこともありますので、ご了承下さい。

-般社団法人企業研究会

担当:倉島 E-mail: kurashima@bri,or,jp 〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2

TEL 03-5215-3515 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 **FAX 03-5215-0951**

*当会ホームページ(http://www.bri.or.jp)からもお申込みいただけます。
*FAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

15166	5 0301	*			2015.11.9	
申込書 M&A契約書のポイントと法務DD結果の反映の実務						
会社名	フリガナ					
住 所	Ŧ					
ご氏名	フリガナ		所 属 役 職			
TEL			FAX			
E-mail						

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に 利用させて頂きます。

M&A契約書のポイントと 法務DD結果の反映の実務

~M&A契約書の理解と、法務デューテリジェンスの流れ、DDの結果、顕在化したリスクに対して契約面でどう対応するべきか~

11月9日(月)

●プログラム●

13:30

1. M&A 契約の概要

- 1) M&A 契約の構造
- 2) 表明及び保証
- 3) 誓約
- 4) 取引実行前提条件
- 5)補償
- 6) その他

2. 法務デューデリジェンスのポイント

1) 主な対象事項

(組織、子会社・関連会社、許認可・コンプライアンス、事業、資産・負債 知的財産権、人事労務、環境、紛争、その他)

- 2) スキームとの関係
- 3) 実務上の留意点

3. 法務デューデリジェンスの M&A 契約への反映

- 1) 法務デューデリジェンスと M&A 契約の関係
- 2) 反映に際して留意すべきポイント
- 3) 具体例
 - チェンジオブ・コントロール条項のある契約書への対処
 - ・発見された潜在債務への対処
 - ・クロージング後まで継続する事項に関する対処 など